

名古屋市地域生活支援拠点事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 地域生活支援拠点事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内においてこれを行うこととし、名古屋市補助金等交付規則(平成 17 年名古屋市規則第 187 号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、名古屋市地域生活支援拠点事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 6 条第 2 項の規定により登録された拠点事業所（以下「登録拠点事業所」という。）に対し、実施要綱第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に定める緊急時の受け入れ・対応や体験の機会・場の提供の機能を実施するために要する経費を交付することにより、障害者等の地域での生活を支援することを目的とする。

(補助対象事業者)

第 3 条 この要綱の定める補助金の対象となる事業者は、登録拠点事業所の運営を行う者とする。

(補助対象事業)

第 4 条 この要綱の定める補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に規定する事業とする。また、その利用者は本市の支給決定を受ける者とし、詳細は別に定める。

- (1) 実施要綱第 2 条第 4 項第 1 号に規定するお助けショートステイ
- (2) 実施要綱第 2 条第 4 項第 2 号に規定するお試しグループホーム

(お助けショートステイ)

第 5 条 前条第 1 号に規定する事業内容は、次の各号に規定するものとする。

(1) 内容

登録拠点事業所において、短期入所事業所の居室 1 床を緊急利用用として空床確保し、緊急に短期入所の利用が必要な方の受け入れを行う。一拠点事業所に複数の短期入所事業所がある場合、少なくとも居室 1 床を緊急利用用として空床確保する。

(2) 事前登録

緊急時の受け入れを円滑に行うため、実施要綱第 2 条第 4 項第 3 号に規定する地域連携コーディネート事業を受託する障害者基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）等と連携して、緊急受け入れの可能性がある方について、本人等の同意を得た上で、住所氏名などの基本情報や、短期入所の利用にあたって注意が必要な点、医療情報などを事前に面接等により把握し、登録を行う。また、必要に応じて登録情報を更新する。

(3) 利用対象者等

基幹センターからの連絡等により、緊急時の受け入れの必要があると判断された場合、短期入所事業所において受け入れを行う。なお、前号に規定する事前登録がない場合にあっても、原則受け入れを行う。受け入れ期間は、原則 2 週間以内とする。

ここでいう緊急時とは、申込日からおおむね 1 週間以内に、短期入所事業所での支援を受けることが必要な場合をいう。

(お試しグループホーム)

第 6 条 第 4 条第 2 号に規定する事業内容は、次の各号に規定するものとする。

(1) 内容

登録拠点事業所において、地域移行や親元からの自立等に当たって、地域生活の体験事業を行うため、共同生活援助住居の居室 1 床を体験利用用として確保し、体験利用について積極的に取り組む。一拠点事業所に複数の共同生活援助住居がある場合、少なくとも居室 1 床を体験利用用として空床確保する。

受け入れにあたっては、体験にかかる目標や期間、留意事項等を定めた計画を作成し、受け入れ後には、計画の達成度や今後の課題等の整理を行う。

(2) 利用対象者等

体験利用の対象者は、次の事例等に該当する本市の共同生活援助（体験型）の支給決定を受ける者とし、体験期間は支給決定期間内かつ 1 回の利用につき 30 日以内とする。

ア 施設に入所中の方

イ 精神科病床におおむね 1 年以上入院している方

ウ 親元から共同生活援助や一人暮らしへの移行を検討したい方 等

(補助額)

第 7 条 補助金の交付額は、別表 1 に定める補助単価に、補助対象事業内容ごとに実績の数を乗じて得た額の計とする。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、名古屋市地域生活支援拠点事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業開始前までに市長に提出しなければならない。

(1) 交付申請内訳書（第 1 号様式別紙）

(2) 拠点事業運営計画シート

(交付決定及び支払い)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請を受理し、その内容を審査し適当と認めたときは、交付決定を行い、名古屋市地域生活支援拠点事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項により決定した補助金について、原則、年 4 回（4 月、6 月、10 月、12 月（以下「支払月」という。））概算払いにて支払うことができるものとする。

(変更交付申請及び決定)

第 10 条 前条第 1 項の規定により交付決定を受けた事業者（以下「決定事業者」という。）は、交付決定後の事業の変更等により、補助額の変更が生じる場合は、名古屋市地域生活支援拠点事業補助金変更交付申請書（第 3 号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請を受理し、その内容を審査し適当と認めたときは、変更交付決定を行い、名古屋市地域生活支援拠点事業補助金変更交付決定通知書（第 4 号様式）により変更交付を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 11 条 決定事業者は、当該決定の通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この通知を受領した日から起算して 15 日以内に申請を取り下げることができる。

- 2 前項に定める取下げは、その理由を記載した書面により行わなければならない。

(実績報告及び精算)

第 12 条 決定事業者は、当該補助金に係る事業完了後（事業を中止又は廃止した場合も含む。）20 日以内に名古屋市地域生活支援拠点事業補助金実績報告書（第 5 号様式）を市長に提出し、精算を行うものとする。

- 2 決定事業者は、前項の規定により精算した結果、精算残金が生じた場合は、別に指定する日までに市長に返納しなければならない。

(使途)

第 13 条 補助金は、決定事業者が適切に補助対象事業を実施するための事業経費に充てるものとする。

(取消し及び返還)

第 14 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 補助金の執行状況が不適當であるとき。

(報告等)

第 15 条 決定事業者は、当該月分の実績について、当該月の翌月 20 日までに、名古

屋市地域生活支援拠点事業実施状況報告書（第 6 号様式）により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、決定事業者に対し、当該補助金にかかる事業について、前項に定めるもののほか報告又は資料の提出を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(書類の整備及び保存)

第 16 条 決定事業者は、当該補助事業に関する経理及び利用状況を明確にし、補助金の交付決定を受けた翌年度から 5 年間関係帳簿及び証拠書類を整備保存しなければならない。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 実施要綱附則第 3 条の規定により読み替えを行う場合、この要綱の第 6 条第 1 項第 1 号の「共同生活援助の居室 1 床を体験利用用として確保」は「短期入所 1 床を体験利用用として利用」と読み替え、同項第 2 号アに規定する者については同条の事業の対象者とししないこととする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年9月以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各

要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和2年度以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和3年度の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和4年度の補助金については、なお従前の例による。

別表 1

補助対象事業内容			補助単価
お助け ショート ステイ	緊急時受入体制確保（注 1）		1, 6 4 6, 0 0 0 円／年
	事前登録		1 3, 0 6 0 円／人
	事前登録者モニタリング（注 2）		1 0, 8 4 0 円／回
	緊急時 短期入所 利用者 受入	緊急短期入所受入加算を算 定しない日	6, 1 0 0 円／日
		緊急短期入所受入加算を算 定する日	4, 1 0 0 円／日
お試し グループ ホーム	体験利用者受入		利用前調整 1 3, 0 6 0 円／回 利用後評価 1 3, 0 6 0 円／回
共通	医療的ケア受入（注 3）		1 3, 0 6 0 円／回
	障害福祉サービス事業所等連携支援費 用（注 4）		別表 2 のとおり
	資格取得・研修参加等費用（注 5）		上限 1 0 0, 0 0 0 円／年

（注 1）補助対象期間が 1 年に満たない場合の「緊急時受入体制確保」の補助単価は、補助単価を 12 で除して得た額に補助対象月数（月の途中で廃止若しくは休止した場合、当該月は算入しない。）を乗じて得た額（円未満切り捨て）とする。

また、「緊急時受入体制確保」の補助単価について、複数事業所の場合も同額とする。

（注 2）「事前登録者モニタリング」は、地域連携コーディネート事業を受託する基幹センター又は当該基幹センターより、地域連携コーディネート事業のうち、お助けショートステイに係る事前登録者モニタリング事務に関して再委託を受けた特定相談支援事業所とともに、登録拠点事業所が共同でモニタリングを実施した場合を対象とする。また、事前登録者 1 人について、年度ごとに 1 回までを対象とする。

（注 3）「医療的ケア受入」は、医療的ケアが必要な者を受け入れ、医療機関等との連携により看護の提供や喀痰吸引等に係る指導等を受けた（短期入所において医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅶ）、共同生活援助において医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を算定した）場合を対象とする。

（注 4）「障害福祉サービス事業所等連携支援費用」は、登録拠点事業所が、当該事業所の利用者が契約している障害福祉サービス事業所等に職員の派遣を要請し、支援の方法につ

いて直接伝達を受けること等（以下「連携支援」という。）に係る法人負担費用と別表 2 の補助基準額を比較して、低い方の額を補助額とする。なお、サービス提供時間は通算せず、連携支援 1 回ごとに補助額を算定する。ただし、同日に複数回連携支援を実施した場合を除く。

（注 5）「資格取得・研修参加等費用」は、拠点事業所に従事する職員が、介護福祉士、介護職員初任者研修、強度行動障害支援者養成研修等、利用者の直接処遇に必要な技術や知識を習得やスキルアップにつながる費用を対象とする。

ただし、会計事務研修等の直接処遇に関係のない研修や資格取得のためのスクール・セミナー等授業料を除く。また、居宅介護事業所等との兼務により、名古屋市福祉人材育成支援助成事業助成金の対象となる場合を除く。

なお、補助額は法人負担額の 50%（円未満切り捨て）とする。

別表 2

サービス提供時間	補助基準額
～ 1 時間	1, 8 0 0 円
～ 2 時間	3, 5 0 0 円
～ 3 時間	5, 1 0 0 円
～ 4 時間	6, 7 0 0 円
～ 5 時間	8, 3 0 0 円
～ 6 時間	9, 8 0 0 円
～ 7 時間	1 1, 3 0 0 円
～ 8 時間	1 2, 8 0 0 円
～ 9 時間	1 4, 3 0 0 円
～ 1 0 時間	1 5, 8 0 0 円